事業事前評価表

国際協力機構産業開発・公共政策部行財政・金融チーム

1. 案件名

国 名:南スーダン共和国

案件名:和名 HS コード導入による税関能力強化プロジェクト

英名 Project for Capacity Development of South Sudan Customs Services for Introduction of Harmonized System Code

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における税関セクターの現状と課題

南スーダン共和国は2011年7月9日に独立国家となったが、同国経済は原油収入に過度に依存しており、原油収入が2010年の同地域のGDPの71%、歳入の98%を占めている。このような状況において、南スーダン税関局(South Sudan Customs Services、以下「SSCS」という。)が適切な業務により関税収入を増加させるという役割の重要性が増大している。とりわけ、内陸国である南スーダンは、外国貿易の大部分をケニア及びウガンダとの国境での貿易に依存していることに加え、2016年に東アフリカ共同体(East African Community、以下「EAC」という。)に正式に加盟しており、国境における税関手続きの効率性の向上は非常に重要である。

こうした状況下において、JICA は 2011 年から 2013 年にかけて、SSCS に対して個別専門家を派遣し、南スーダン税関セクターの能力向上に向けて支援を行ってきた。第三国専門家を活用しつつ、税関職員や通関業者等に対する研修を行い、基礎的な税関行政の能力向上に貢献してきた。しかし依然として、SSCS の国境事務所での税関手続きは、税関行政の研修機会の欠如に起因する職員の能力の低さから非効率な状況が続いている。特に、南スーダンは HS 条約 1に加盟しておらず、独立後は HS コードを使用しない独自の品目表を採用していたため、税関内部でも HS コードについての認知度が低い状況にある。さらに現在、外国貿易統計は未整備であり、同国の貿易統計の国際比較を困難にしている。

国際標準に基づく税関手続きが行われていないことが非関税障壁となっているとの指摘もある。SSCS職員の能力と税関行政能力の向上、及び貿易統計の収集・編集能力の向上は、SSCSにおける税関行政の近代化に向けた重要かつ喫緊の課題であると共に、これらの取り組みを通じた的確な関税徴収制度の確立及び近隣諸国との貿易促進が求められている。

(2) 当該国における税関セクターの開発政策と本事業の位置づけ

¹ 世界税関機構(WCO)が定めた「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」 (Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System、通称 HS 条約)に規定されている。 現在、SSCS は「南スーダン税関サービス戦略 5 カ年計画」(2012年~2017年)に基づき業務を実施している。同計画は、「国際基準に基づく的確な関税徴収制度の確立」をビジョンに掲げ、「関税収入の増加と貿易の円滑化を通じて、南スーダンの経済・社会成長をもたらす税関行政の実現」をミッションとして、同ミッションには「HS コードを用いた関税率表解説」(HS Explanatory Note)に基づくガイドライン作成などが含まれている。

また、同時に新たな「税関戦略 5 カ年計画」(2015 年~2019 年)に基づく取組を同時に進めており、「国際基準に沿って国家歳入庁の一部局として、または税関単独で近代的な税関当局を実現する」ことをビジョンに、「関税収入の増加と貿易の円滑化を通じて、南スーダンの経済・社会成長に貢献する税関行政を実現する」ことをミッションとして掲げている。同計画では、EAC (加盟国としての EAC 関税法の適用と、HS コードに沿った関税率表の導入を目指している。本事業は、EAC 関税法の適用に必要な関税率表の導入及び定着を目指すものである。

(3) 税関セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は、日本の対南スーダン事業展開計画(2011年10月)の援助重点分野「新国家建設支援(インフラ整備・ガバナンス能力強化)」で設定されている開発課題「新国家建設支援(インフラ整備・行政能力強化)」に位置づけられ、「行政能力強化プログラム」に該当する。平和な新国家を築くためにはガバナンスの改善が必要であり、本事業は徴税能力強化を通じてガバナンスの改善に貢献することを目指す。

これまで JICA では、「南部スーダン政府能力強化 」(2011 年~2013 年) において個別専門家を派遣しており、税関業務の効率化・近代化を目指した税関職員及び通関業者に対する研修等を実施した。

(4) 他の援助機関の対応

Trade Mark East Africa(TMEA) 2 は、南スーダン税関の組織体制や関税法令、ASYCUDA 3 導入等の IT システムの整備に関する支援(2016 年~2019年)を実施。2016年7月以降の治安悪化を受け、現地活動を休止中である。

また世界銀行は、「South Sudan – Eastern Africa Regional Transport, Trade and Development Facilitation Project」(2014 年~2019 年)を実施中であり、同プロジェクトにより税関手続き調和化・法整備支援、南スーダン・ケニア国境地域にあるナダパルの OSBP⁴支援も実施予定である。

² イギリス開発庁(Department for International Development: DFID)の関連機関。東アフリカ諸国の貿易促進や地域経済統合に向けた各種支援を実施。

³ ASYCUDA (Automated System for Customs Data)。税関システムの自動化が進んでいない途上国向けに、 国連貿易開発会議 (UNCTAD) が開発、無料で提供する IT システム。

⁴ One Stop Border Post。税関の手続き共有化・業務効率化の流れのなかで注目されている通関業務運営方式の一つ。通常出国側、入国側でそれぞれ輸出入の手続きを要するところを、OSBPでは1回で済ますことによって国境を通過する物資の滞留時間を短縮し、物流の促進を図るもの。

加えて、世界税関機構(WCO)は、2017年より新たに導入される新 HS 分類に関する研修を実施している。WCO では、2017年の主な HS コードに係る改正内容(貿易量の変化に伴う HS コードの変更、環境問題に関連した貿易量をモニタリングするための HS コードの新設)の説明や、2018年に予定されている一部の木製品等の HS コードの改正にかかる対応支援などを行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、南スーダンにおいて、通関制度への HS コード導入及び税関職員と通関業者への研修を行うことにより、HS コードに基づいた税関行政の実施を図り、もって近隣諸国との貿易促進に向けた国際基準に基づく的確な関税徴収制度の確立に寄与するものである。

- (2) プロジェクトサイト/対象地域名 南スーダン国ジュバ市、ウガンダ共和国カンパラ市、エンテベ市、グル 市
- (3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ) 直接受益者:南スーダン税関職員及び通関業者 最終受益者:南スーダン国民及び周辺国の貿易関係者
- (4) 事業スケジュール (協力期間) 2016 年 6 月~2019 年 9 月を予定 (40 カ月)
- (5) 総事業費(日本側) 4.2 億円(予定)
- (6) 相手国側実施機関 SSCS
- (7) 投入 (インプット)
 - 1) 日本側
 - ①専門家一合計51M/M
 - 短期専門家(総括、副総括、関税分類、統計処理、評価分析、研修計画、業務調整)
 - ·第三国専門家(税関行政)
 - ②機材
 - ・研修機材(PC、プロジェクター、プリンター、コピー機等)
 - ・コンテナ研修所兼事務所の修繕

- ③研修の実施
 - ・第三国研修(HS 分類、貿易統計)
- 2) 南スーダン側
 - ①カウンターパートの配置
 - ・プロジェクト・ディレクター: SSCS税関局長(Director General)
 - ・プロジェクト・マネジャー: SSCS副税関局長(Deputy Director General)
 - ②執務スペースと施設設備
 - (i) 南スーダン税関内オフィス
 - (ii) 設備
- (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発
 - 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転
 - ① カテゴリ分類: C
 - ② カテゴリ分類の根拠:

本件は税関業務近代化を図る事業であるため、環境社会配慮上の影響は生じない。

- (9) 関連する援助活動
 - 1) 我が国の援助活動
 - ・個別専門家「南部スーダン政府能力強化」(2011年~2013年)
 - ・技術協力プロジェクト「東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト」 (フェーズ1:2007年~2009年、フェーズ2:2009年~2013年)
 - ・技術協力プロジェクト「東部アフリカ地域における国際貿易円滑化の ための能力向上プロジェクト」(2013年~2017年)
 - 2) 他ドナー等の援助活動

上記2.(4)の記載の通りである。本事業の活動レベルで行う具体的な活動の連携は特になく、円滑な事業実施を目的に適宜情報共有や意見交換を行う。

4. 協力の枠組み

- (1) 協力概要
 - 1) 上位目標と指標

全世界との貿易促進に向けた国際基準に基づく的確な関税徴収制度が確立される。

<指標>

南スーダン国内全土において、税関職員による適切な関税収入が確保される(法律、規則、マニュアル、ハンドブックが制定される)

2) プロジェクト目標と指標

南スーダンにおいてHSコードに基づいた税関行政が実施される。

<指標>

- 1. HSコードに準拠した通関統計の年次報告が発行される。
- 2. HSコードが改正された際に、SSCSが関税表を改定する。

3) 成果

- 成果1. 通関制度にHSコードが導入される。
- 成果2. 税関職員がHSコードに基づいて適切に関税を課税できるよう になる。
- 成果3. 通関業者がHSコードに準拠した通関申請書を作成する能力が 強化される。
- 成果4. 税関各事務所からの定期報告がHSコードに基づいて行われるようになる。
- 成果5. 税関職員がHS コードに基づいて統計処理をできるようになる。

5. 前提条件・外部条件(リスク・コントロール)

- (1) 前提条件
 - ●南スーダンの政治状況が悪化しない。

(2) 外部条件

- 南スーダン政府のガバナンス強化に向けた政策が変化しない。
- HSコードに基づいた関税率表が国会で承認され、南スーダンで施行される。
- 南スーダンの通関制度が大きく変わらない。
- プロジェクトが強化する専門分野(HS分類、貿易統計)がSSCSによって継続的に強化される。
- 南スーダン情勢が安定し、第2年次から、ジュバにおいてプロジェクト 活動をすすめることができる。
- C/P 機関がプロジェクト実施のために必要な人員(給与も含む)と予算 を適切に確保する。

6. 評価結果

本事業は、南スーダン国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

ケニア、タンザニア、ウガンダ「東部アフリカ地域税関能力向上プロジェクト(フェーズ 1)」(事後評価:2009 年度)では、税関の能力向上のみならず通関業者の能力向上も同時に実施することにより、通関手続きの迅速化・効率化が可能になると評価した。特に、通関業者の能力向上には、各通関業者のみならず、通関業者組合・協会の強化を同時に行うことが重要との教訓が指摘されている。また、ベトナム「税関近代化のための指導員養成プロジェクト」(事後評価:2009 年度)では、同一の短期専門家をシャトル形式で累次派遣し、日本人専門家とカウンターパートが合同で参加・協議する「ワーキング・グループ」が組織された。グループを通じた良好な人間関係により、ベトナム側メンバーの能力習得状況を適時モニタリングすることが可能となり、適切な技術支援が可能となった。

(2) 本事業への教訓

本事業では、世界共通のシステムである HS コードに依拠する品目分類を導入し、南スーダンにおける HS コードに基づいた税関行政が実施される事が目的であり、SSCS 及び通関業者が同コードを習得・運用する必要がある。持続的な運用体制を構築するためにも、現地のニーズ・状況に即したきめ細やかな支援が必要になる。上記教訓を活かして、本事業でも同一の専門家が関与できる支援体制を組み、SSCS 側の能力向上に向けた取り組みを支援する形とした。また、本事業の活動では、HS コードに関する研修カリキュラム・教材作成が含まれているため、SSCS との緊密な連携を行い、同分野における職員研修の効果的な実施体制を整備した。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
 - 4. (1) のとおり。
- (2) 今後の評価計画

事業終了3年後 事後評価